であり、もし直ちに義務教育を実施するのであれば、教員を確保することは容易ではない と述べた。また、経費負担に関しては、都会と僻地で差があるため、もし都会と同時に山 地でも義務教育を実施するのであれば、住民の負担は就学と同様に相当重くなるだろうと 述べた。『台湾日日新報』は、義務教育を実施しようとする総督府当局の「過去に例のな い好意」を肯定する一方、それが実現できるか否かは主として「財源と教員の養成問題」 の解決にかかっており、台湾人のほぼ全員が賛成しているのならば、経費の負担に努める べきで、そうすることで当局の好意に報いることができると報道した。7月初め、総督府 内務局編修課嘱託久住栄一は、同紙で総督府評議会の義務教育諮問案について、元々不足 している公学校教員が全島に不均衡に配置されている点、学童の就学率がわずか 28%に すぎず、義務教育を直ちに実施できる条件がいまだに備わっていない点を指摘した。『台 湾日日新報』に掲載された、東京発のある記事はこの義務教育問題について、次のように 述べている。台湾総督府は台湾の教育制度の改善や日本国内と同様の義務教育実施につい て諮問案を提出しているが、台湾児童の就学率はわずか28%にすぎない。もしこの状況 下で早急に義務教育制度を実施すれば、必然的に学校を増設しなければならず、そのため の経費負担の増加は産業の萎縮を招いてしまう。この現状からして、日本国内と同様の教 育制度を実施するのが困難なのは明らかである。それゆえ、台湾における義務教育実施は 絶対に不可能であるとの見解を示した。

つまり、義務教育問題に対する、台湾人・日本人の議論の最大の相違は、関心の焦点にある。台湾人の世論はこれを機に、総督府当局に対し、台湾における従来の教育の不適切なやり方と欠陥について、抜本的な改革を要求した。そのため彼らの提案は台湾人評議員よりも明らかに積極的かつ急進的である。一方日本人の世論は、台湾で義務教育を直ちに実施できるかどうかの可能性に焦点を絞っていた。

4 台湾総督府評議会の義務教育案に対する決議

資料によれば、台湾人評議員および世論は、台湾人・日本人の共学、師範学校の増設、そして学制を日本国内のものに合わせるなどの助言を出し、総督府当局はそれらを教育改革草案に盛り込んだ。7月27日、「台湾教育令改正案」の作成を担当する末松内務局長は、同草案の内容は田総督との検討の結果に基づいており、朝鮮教育令改正案よりも進歩的であると説明した。台湾教育令では中等以上の学校をすべて共学としているが、朝鮮教育令改正案では各種実業学校と高等以上の教育機関に対して共学を認めただけである。ほどな

⁷¹ 下村宏「総督府評議会における所感」(『台湾時報』大正10年7月号)8~9頁。

^{72 「}詹言録――評議会及世評(上)」『台湾日日新報』第7559号、大正10年6月20日、3面。

⁷³ 詳細は久住栄一「義務教育実施問題の帰結(上)・(下)」『台湾日日新報』第7574・7575 号、大正10年7月5・6日、4面を参照。

^{74 「}施行は当分不可能 台湾の義務教育」『台湾日日新報』第7576号、大正10年7月7日、2面。

^{75 「}七年制高等学校と教育令改正案審議中の處漸く脱稿」『台湾日日新報』第7597号、大正10年7月 28日、7面。

く同草案が法制局の審査を通過し、中等以上の教育機関の完全共学化が実現することになった。そこで、総督府当局は高等学校・中学校・高等女学校の増設に着手した。

10月1日、総督府評議会教育委員会が会議を開き、その席上において李延禧は、もし 義務教育を実施するのであれば、市街庄の負担を十分考慮するべきであり、民衆が経費の 負担に耐え得るだけの財力を持つのを待ち、実施までは、現状に見合った無理のない方法 で教育施設を用意しておくべきであると述べた。黄欣は、当局が義務教育を実施する際、 小・公学校を分けずに同時に共学を実施するか否か、そして現在の校舎の設備でどのよう に児童就学人数の増加に対応するのかを明示するよう望み、この点に関して調査機関を設 置して充分な調査を行うよう提案した。高木友枝・赤石定蔵・坂本素魯哉はいずれも、経 費・設備そして教員問題について依然として調査の必要があると主張した。5月、教育委 員会は再度会議を開いて討論したが、この問題の重大性に鑑み、さらに綿密な審議を必要 とするので、小委員会を組織し調査を進めることを決議した。そして6月に再度評議会委 **員会を開き、そこで暫定的に三つの決議をした。具体的に列挙すると、①児童の年齢は満** 6歳から14歳までとする、②公学校修業年限を6カ年とし、そのうちの4カ年を義務教 育とする、③校舎の建築費は、教育上差し支えない範囲において、安い単価をその基準と する。義務教育案は続けて委員会によって検証された。翌 11 月 7 日、主査委員谷野格・ 末松偕一郎・川崎卓吉の3名は田総督に、各委員会の審議の進捗状況、ならびに義務教育 問題を除く他の諮問案の審議がこの二、三日のうちに終了できる旨を報告した。

翌(1922)年2月、総督府は新「台湾教育令」を公布したが、当局はこれによって台湾人・日本人間の差別教育が撤廃され、両者は教育制度上完全に平等のレベルに達したことを強調した。学務課長生駒高常は『教育雑誌』において、同令の要点を次のように解説している。まず、台湾人・日本人の教育制度における差別の完全撤廃、次に、原則として完全な共学制をとるが、初等教育段階で国語を常用する者は小学校、国語を常用しない者は公学校に就学し、中等以上の教育機関においては何ら区別を設けないこと、最後に、公学校と師範学校については、台湾の特殊状況に合わせる必要がある場合以外は日本国内の教育制度に倣うこと。の3点に集約された。

1922 年 6 月 16 ~ 22 日、総督府評議会は第 3 回会議を開催し、まず義務教育諮問案について討論した。主査委員高木友枝が、前年 10 月 6 日に暫定的に採択された三つの決議

^{76 「}台湾学制决定」『台湾日日新報』第7606号、大正10年8月6日、5面。

^{77 「}台湾は中等学校から朝鮮は専門学校から共学制案の運命は無事に安産の筈である」『台湾日日新報』 第7682号、大正10年10月21日、7面。「本島及び朝鮮の教育令案の差異点は中等普通教育の共学 と非共学制化にある」『台湾日日新報』第7725号、大正10年12月3日、2面。

^{78 「}台湾評議会委員会 義務教育及民法問題討議」『台湾日日新報』第7663 号、大正 10 年 10 月 2 日、2 面。「台湾評議会委員会 討議義務教育及民法問題」『台湾日日新報』第7664 号、大正 10 年 10 月 3 日、3 面。

^{79 「}義務教育案 小委員会成る」『台湾日日新報』第7667号、大正10年10月6日、2面。

^{80 「}台湾評議会委員会」『台湾日日新報』第7668号、大正10年10月7日、2面。

⁸¹ 呉文星・廣瀨順皓・黄紹恆・鍾淑敏編『台湾総督田健治郎日記』(中)、大正 10 年 10 月 7 日、342 頁。

^{82 「}諭告第一号」『台湾総督府府報』号外、大正11年4月1日。

⁸³ 生駒高常「台湾教育令の要旨」(『台湾教育』第238号、大正11年3月10日)6~25頁を参照。

について報告した。その後、教育委員会が学務課の委託を受けて、1ヵ月以上にわたって台湾各地の民衆の意向を探り、さまざまな調査を行った。これに加え、学務当局が提供した義務教育に関する調査資料から、30種の表を含む調査報告書を作成した。同報告書の建議案は昨年の決議と似通っている。まず、新「台湾教育令」が実施された今日、義務教育制度の早急な実施を希望するが、地方公共団体の財政状況を考慮すると、その時期を一律に定め、全台湾で一斉に実施するのは極めて困難である。地方公共団体の負担能力の実情に合わせて、漸次的に実施するのが適当である。次に、この方法で義務教育を実施する場合には、市街庄がその希望を州知事あるいは庁長に申請し、台湾総督の認可を得た上で施行するべきである。そして、義務教育制度の就学義務の年限は4年とし、折を見て6年に延長する。学齢、就学義務の猶予・免除、就学強制の方法、授業料などに関しては、小学校の規定によって処理する。このほか、教育効果を上げるため、正規教員養成の充実には特に留意すべきである、それと同時に教育費の節約、特に校舎とその他の設備は質素簡朴であることが望ましい、などがその要点として挙げられる。

高木の説明に対し、顔雲年は、台湾がまだ義務教育を完全実施する状況にはないと述べた。そのため全台湾一律に実施時期を定めるよりは、各地方の財務状況と希望に合わせて行うべきであり、たとえば、負担能力のある地方は1926・27年を待たなくてもよく、逆に負担能力のない地方は1930・31年に義務教育を実施できなくても問題ない。以上の見解から彼は、高木の報告書に沿って議決することを建議した。林熊徴はその調査結果に基づき、目下義務教育を実施するにあたっては財政上の困難、正規教員の不足、町村の児童保護者の反対の可能性、就学率といった問題が依然として存在しているため、一律に実施時期を定めず、財政状況に合わせて義務教育を漸次実施していくのが好ましいとの意見を述べた。このほか、簡阿牛が委員会の建議案に賛成した。

また6月19日、黄欣は、本案について、昨年から特別委員会を設置して調査し、その後小委員会まで設置して、数次にわたる検討と研究をしてきたにもかかわらず、実施の時期をいまだに確定できていないことに遺憾の意を表明した。地方団体の負担能力の問題は従来は財政上の困難に起因していたが、現在は状況をやや異にしている。今のような不景気はいつまでも続くとは限らず、経済情勢の変化は往々にして先行きが不透明であるから、この不況の時期に立てた計画に沿って実施するのは得策とはいえない。また、調査によれば、台湾一戸当たりの初等教育費の負担は日本国内より低く、義務教育を準備することになれば、市街庄の負担する経費は増加するが、それでもまだ日本国内より低い水準である。したがって全台湾一律の時期を定めることなく義務教育を実施すれば、むしろ大変な弊害が出るかもしれない。そこで、原則としては一律普遍的に実施するが、市街庄が財政的に負担するのが厳しい場合には、実施延期を申請することができるという修正案を自ら提出

^{84 「}教育調査結了」『台湾日日新報』第 7906 号、大正 11 年 6 月 1 日、5 面。「教育調査完結」『台湾日日新報』第 7909 号、大正 11 年 6 月 3 日、6 面。

⁸⁵ 台湾総督府評議会『第参回台湾総督府評議会会議録』(同会、1922年)3~8頁。

⁸⁶ 同上書、15~17、57~58頁。

して、1928年から全台湾一律で義務教育を実施していく方法を建議した。同修正案は林献堂と許廷光からも賛同を得た。なかでも林献堂は義務教育は国民教育であり、普及させていく必要があるので、各地方の申請によって実施を認可するという方法をとるべきではないと強調した。87

津田毅一は、目下の台湾情勢は義務教育の実施の可否を決定するのに適しておらず、短期間で準備しても徹底しない恐れがあるとの理由から、1936年からの実施を提案した。これは藍高川の賛同を得た。藍は、津田の修正案に従って実施時期を早期に確定できれば、適切な目標も早めに設定できるとして、1931年から準備に着手し1936年から正式実施と定めれば、その間に万全の準備を整えられると述べた。しかし議事細則の規定により、修正案は二人以上の賛成者がいないと成立しないため、会長田健治郎の決定により津田修正案は不成立となった。最終的に、黄欣の修正案と委員会の原案の二者で起立採決を行った結果、黄案の支持者はわずか4人だったため通過せず、委員会の原案が全会一致で採択された。

22日、台湾総督府は審議結果を正式に公表し、義務教育の施行猶予を確定した。これ について、総督府は以下のように説明した。第一に、本年4月に新「台湾教育令」を施行 した。台湾の教育制度は原則的には日本国内の教育制度に倣っている。現時点での台湾の 民度からすると義務教育の実施はまだ時期尚早だが、台湾教育令の精神にのっとれば、台 湾の発展状況に合わせて一日も早く義務教育を実施すべきである。もし4年制義務教育を 実施すれば、1929 年までに、公学校には経常費約 1000 万円のほか、巨額の臨時費と小学 校費を要する。そのため州費と市街庄費の割合は増加する。また1922年4月の調査によ れば、市街庄の教育費の負債総額は453万円に達し、負債のない市街庄はわずか65カ所 に過ぎず、州の一般経常費の補助を受けている街庄は30カ所以上存在する。同時に正規 教員の補充と養成が困難であることから、目下地方財政が義務教育の経費を負担するのは 極めて難しい。そのため、一律的・全面的な義務教育の実施ではなく、地方団体の負担能 力の実状に合わせて、漸次実施していくのが適当である。第二に、公学校児童の就学率は 逐年増加の趨勢にあり、学齢男子児童の就学率が50%以上に達した市街庄は111カ所に 及ぶ。そのうち、経費負担能力があって義務教育を実施する可能性があり、義務教育の実 施を希望する市街庄があれば、州知事と庁長が市街庄と州庁の財政状況を審査し、それに ついての見解を総督府に提出して許可を請う。これが、台湾での義務教育の全面実施に向 けた過渡的方法である。第三に、将来義務教育を実施するときは、台湾の特殊状況を考慮 すべき事項以外は、小学校の規定に沿うことが適当である。つまり学齢児童の就学義務の 猶予や免除就学に関する罰則、原則的には授業料を徴収しないといった事項は、すべて小

⁸⁷ 同上書、49 ~ 54、60、69 ~ 70 頁。「義務教育案可決」『台湾日日新報』第 7924 号、大正 11 年 6 月 20 日、2 面。

⁸⁸ 同上書、54 \sim 56、58 頁。「総督府評議会義務教育案可決」『台湾日日新報』第 7924 号、大正 11 年 6 月 20 日、2 面。

⁸⁹ 同上書、73~74頁。

学校令にのっとって処理される。就学義務の年限に関しては、日本国内と同じ6年にしようとしたが、児童の中途退学と地方財政の状況を考慮して、まず4年制義務教育を実施し、時期を見てそれを6年に延長する。このほか、義務教育を実施するに当たっては、正規教員養成と教育費節減に特に配慮すべきである。

以上のことからわかるのは、今次の総督府評議会が義務教育の実施可否を検討した際、 台湾人・日本人評議員は一様に実施の必要性を認めたものの、不景気と地方財政の困難を 考慮した結果、実施の時期およびその方法については異なる主張をしていた。一部の台湾 人評議員は、実施時期を明らかにし、原則として全面的実施を希望していたが、日本人評 議員はいずれも慎重な態度を示し、実施の時期を定めず、総督府が地方の希望によって実 施を許可するよう求めた。一部の台湾人評議員もこの保守的な主張を支持したため、最終 的には施行猶予という結論にいたったのである。

おわりに

総じていえば、1921年に義務教育実施案が総督府評議会で検討された際、台湾人・日 本人評議員はほぼ全員賛成した。ただその賛成理由を相互参照してみると、それらは必ず しも同様ではなかった。日本人評議員は、総督府当局の「内地延長主義」政策を支持する 立場から、義務教育の実施が「内地延長主義」政策を貫徹するための手段で、台湾人の「国 民精神」を養成するための有効な措置であると見なしたため、異議を唱えなかった。他方、 台湾人評議員は、当時世界の先進国家が普遍的に義務教育を実施していることに鑑み、義 務教育が近代社会にとって必要で近代文化の普及にとっても有効であり、台湾社会を近代 文明社会の列に参入させることができると認識したため、歓迎と支持の意を表したのであ る。こうした見方は台湾人評議員にとどまらず、州・市・街・庄の台湾人協議会員や、総 督府に批判的な態度を持っていた新知識人も共有していた。特に日本へ留学していた新知 識人は、自身の留学経験に基づいて、総督府当局に義務教育の即時実施を要求しただけで はなく、差別待遇を撤廃し、日本国内の制度に準じて台湾の教育制度を抜本的に改革する こと、そして台湾人・日本人の教育機会を平等にすべきことを主張した。言い換えれば、 台湾の社会的リーダー階層は義務教育を近代人にとって必要不可欠なものと認識しており、 日本の教育制度を媒介として近代文明に到達できると考えていた。その考えの核心には近 代化の追求があり、これは総督府当局が推進しようとしていた同化政策とは異なっていた。 こうした双方の考えにおける本質的な差異を見過ごしてはならない。

義務教育を実施する時期と方法について、台湾人評議員が一日も早い実施を要求していたのは意外である。日本人評議員は反対に、時期を決めず漸次実施するよう主張したが、その態度は台湾人と比較すると保守的だったといわざるを得ない。義務教育の早期実施に向け、台湾人評議員は総督府に、小・公学校の合併、台湾人・日本人の共学を提言したほ

⁹⁰ 同上書、75~77頁。「総督府評議会」『台湾日日新報』第7922号、大正11年6月18日、5面。